

市第 101 号議案

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 22 年 3 月横浜市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「840 円」を「1,080 円（午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間に当該業務に従事した職員にあっては、日額 1,620 円）」に改め、同条第 2 項中「1,680 円」を「2,160 円」に改める。

別表中「6 時間」を「4 時間」に、「7,500」及び「7,000」を「8,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第 1 項第 1 号に規定する

業務に従事した職員に支給する災害応急対策等派遣手当について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第1項第1号に規定する業務に従事した職員に支給する災害応急対策等派遣手当については、なお従前の例による。

3 新条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例第8条第1項第3号アからウまでに掲げる業務に従事した場合について適用し、同日前に同号アからウまでに掲げる業務に従事した場合については、なお従前の例による。

提 案 理 由

災害応急対策等のための業務に従事した場合の災害応急対策等派遣手当の額を改定するとともに、非常災害時等の緊急業務に従事した場合の教員特殊業務手当について額を改定し、及び支給に係る時間の区分を変更するため、横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(災害応急対策等派遣手当)

第9条 災害応急対策等派遣手当（以下この条において「手当」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定による協定に基づく消防の応援のうち要請を受けずに当該地域に出動した者を除く。）日額1,080円（午後6時から翌日の午前6時までの間に当該業務に従事した職員にあっては、日額1,620円）

(第2号省略)

2 前項第1号に掲げる職員が災害対策基本法第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において同号に掲げる業務に従事した場合の手当の額は、同号の規定にかかわらず、日額 $\frac{2,160}{1,680}$ 円とする。当該区域となった時より前にこれと同一の区域において当該業務に従事したことについて手当を支給することが相当であると市長が認めるときも、同様とする。

(第3項省略)

別表（第8条第2項）

第8条第1項の業務の種類	区分	教員特殊業務手当の額（日額）
(省略)		
第3号アに掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日 $\frac{4\text{時間}}{6\text{時間}}$ 以上であるとき。	$\frac{8,000}{7,500}$
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上 $\frac{4\text{時間}}{6\text{時間}}$ 未満であるとき。	1,100
第3号イ及びウに掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日 $\frac{4\text{時間}}{6\text{時間}}$ 以上であるとき。	$\frac{8,000}{7,000}$
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上 $\frac{4\text{時間}}{6\text{時間}}$ 未満であるとき。	900
(省略)		